

「鳴門市サイクリストに優しい宿」認定事業実施要項

1. 目的

鳴門市を訪れるサイクリストが快適に、安心して宿泊できる施設を「鳴門市サイクリストに優しい宿」に認定し、多くのサイクリストが鳴門市内に長く滞在し地域の魅力に触れる機会を設けるとともに、本市を訪れるサイクリストの満足度向上、サイクリストを歓迎する地域としての機運醸成を図ることを目的とする。

2. 対象施設

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の営業許可を得た宿泊事業者又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）の届出をした住宅宿泊事業者で、鳴門市内に事業所を有するもの。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業を行っている宿泊施設は、対象外とする。

3. 認定条件

サイクリストを歓迎する施設であることを前提に、以下の条件をすべて満たす宿泊施設とする。

- （1）「自転車を組み立てた状態で客室に持ち込みが可能」、又は、「自転車を組み立てた状態で一般客の立ち入らない施設可能な場所（バックヤード、倉庫又は車庫等）で保管が可能」
- （2）チェックイン前及びチェックアウト後におけるフロント、コインロッカー等での荷物の保管
- （3）宅配便（自転車を含む）の受取・発送が可能
- （4）スポーツバイク対応の空気入れ（空気圧ゲージ付きで、仏式、米式及び英式のバルブに対応可能なもの）の貸出
- （5）修理工具（タイヤレバー、六角レンチセット及びプラス・マイナスドライバーを含む自転車の修理・調整を行えるもの）の貸出

4. 推奨項目

サイクリストへのサービスの充実を図るため、推奨項目を以下の通り定める。

- （1）コインランドリー、ランドリーサービス（近隣コインランドリーの案内を含む）
- （2）自転車の洗浄・作業用スペースの提供
- （3）宿泊客以外のサイクリストの施設内入浴施設及びトイレの使用
- （4）チェックイン前、チェックアウト後の駐車場所の提供
- （5）観光情報・サイクリングコース等の情報提供

- (6) 修理用品等の販売
- (7) 軽食の提供
- (8) その他提供可能なサービス

5. 認定特典

- (1) 「鳴門市サイクリストに優しい宿」認定証の発行
- (2) 鳴門市 HP 等で広報・PR を実施

6. 申請方法

「鳴門市サイクリストに優しい宿」の認定を受けようとする者は、別添認定申請書により以下の申請先まで郵送、持参又はメールにより申請すること。

また、申請にあたっては、以下の項目に留意すること。

- (1) 認定基準を満たすことが出来なくなった場合やサービスの内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告すること。
- (2) サイクリストの宿泊者数やサイクリストの利用状況の把握について協力を依頼する場合があること。
- (3) 鳴門市が認定基準を満たしていないと判断した場合は、「鳴門市サイクリストに優しい宿」の認定を取り消す場合があること。

【申請先】

鳴門市企画総務部戦略企画課地域交通推進室

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0

[TEL:088-684-1013](tel:088-684-1013) FAX:088-684-1336

Email : chiikikotsu@city.naruto.lg.jp

7. 認定料

「鳴門市サイクリストに優しい宿」の認定料は無料とする。